

香川県条例第17号

ため池の保全に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(ため池の保全に関する条例の一部改正)

第1条 ため池の保全に関する条例(昭和41年香川県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者の責務)</p> <p>第3条 管理者は、ため池<u>(国又は地方公共団体が所有するものに限る。第4条第1項及び第6条から第8条までにおいて同じ。)</u>の破損、<u>決壊等</u>による災害を未然に防止するため、ため池の管理について常に必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第4条 管理者は、ため池について次の各号に掲げる事項を規則に定めるところにより、知事に届け出なければならない。その事項に変更があったとき、又は当該ため池を廃止したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 所有者の名称</u></p> <p><u>(4) 管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人)の氏名</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(管理者の責務)</p> <p>第3条 管理者は、ため池の破損、<u>決かい等</u>による災害を未然に防止するため、ため池の管理について常に必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第4条 管理者は、ため池について次の各号に掲げる事項を規則に定めるところにより、知事に届け出なければならない。その事項に変更があったときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 管理者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(4) 沿革</u></p> <p><u>(5) 規模</u></p> <p><u>(6) 構造</u></p> <p><u>(7) 受益面積</u></p> <p><u>(8) その他知事が定める事項</u></p> <p>2 管理者は、自らため池を埋め立てようとするとき又はその管理者以外の者がため池を埋め立てようとするときを知ったときは、規則に定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、その埋立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業としてため池を保全するために行う場合</p>

(行為の制限)

第5条 ため池（農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項に規定する特定農業用ため池を除く。）について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、前条第2項第1号若しくは第2号に該当する場合又は当該ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として規則で定めるものを行う場合は、この限りでない。

2 略

3 国又は地方公共団体が第1項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもって足りる。

(報告の徴収及び検査)

第6条 略

2 略

3 第1項の規定により検査をしようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(罰則)

第9条 第5条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けなければならない行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- (3) その他規則に定める場合

(行為の禁止)

第5条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第3号までに該当する行為であっても知事がため池の保全上支障がないと認めて許可したものは、この限りでない。

- (1) ため池の堤とうに竹木又は農作物を栽植する行為
- (2) ため池の堤とうに建物その他の工作物（ため池の管理上必要なもの及び堤とうの掘さく又は切土を要しないものを除く。）を設置する行為
- (3) ため池の余水吐の効用を妨げるおそれがある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ため池の破損又は決かいの原因となるおそれがある行為

2 略

(報告の徴収及び検査)

第6条 知事は、災害防止のため必要な限度において管理者からため池の管理についての報告を徴し、又は関係職員をしてため池の管理の状況について検査させることができる。

2 略

(罰則)

第9条 第5条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>第3条 略</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～28 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>29 削除</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>30 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td> <td style="text-align: center;">各市町</td> </tr> <tr> <td>31～37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書 類	市 町	1～28 略		<u>29 削除</u>		<u>30 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	各市町	31～37 略		<p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～28 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>29及び30 削除</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31～37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書 類	市 町	1～28 略		<u>29及び30 削除</u>		31～37 略	
書 類	市 町																		
1～28 略																			
<u>29 削除</u>																			
<u>30 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	各市町																		
31～37 略																			
書 類	市 町																		
1～28 略																			
<u>29及び30 削除</u>																			
31～37 略																			

附 則

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。